

企業組織法 開講にあたって

担当者：伊藤靖史（光塩館 417 tel：075-251-3611 mail：yaito@mail.doshisha.ac.jp）

1. 受講上の注意

- ・私語厳禁
- ・携帯電話は音を出さないように設定すること
- ・途中入退室は、やむを得ない事情がある場合を除いて、禁止
- ・原則として始業ブザーが鳴り終わるとすぐに開始、可能なら所定の時間の 10 分前に終了
- ・最新版の六法を毎回持参すること

2. 成績評価——期末試験 100%

3. プリント——毎回配布。1 度しか配らない（→5. 参照）

*プリントでの法令条文、判例・裁判例の略称など

会社法→会社、会社法施行規則→会社則、会社計算規則→会社計算、
金融商品取引法→金商 等
法令名の後、条数＝算用数字、項数＝ローマ数字、号数＝丸囲み数字
例) 会社法 362 条 2 項 2 号→会社 362 II ②
会社法 390 条 2 項柱書ただし書→会社 390 II 柱但

判例・裁判例

例) 最高裁判所平成 16 年 6 月 10 日判決民集 58 卷 5 号 1178 頁
→最判平 16・6・10 民集 58-5-1178

4. 文献

- ・テキスト：伊藤靖史＝大杉謙一＝田中亘＝松井秀征『Legal Quest 会社法』
（有斐閣、2009 年）
*補訂表（http://www1.doshisha.ac.jp/~yaito/legal_quest_hotei.pdf）

- ・参考文献：江頭憲治郎『株式会社法〔第 2 版〕』（有斐閣、2008 年）

5. 情報公開——HP「伊藤靖史研究室」 <http://www1.doshisha.ac.jp/~yaito/>

- ・講義の細目次、参考文献の該当箇所
- ・過去のプリントのダウンロード
- ・過去の試験問題・解答
- ・参考文献リスト、その他学習に関連した情報（法改正、最近の判例、リンク等）

6. 講義計画

A.会社法とは、コーポレート・ガバナンス

1. 会社法とは？—会社をめぐる利害の調整
2. コーポレート・ガバナンスと委員会設置会社

*講義「企業組織法の基礎」の復習を兼ねて、会社法の目的や、重要なルールについて確認する。続いて、株式会社の機関構成の概要を確認し、コーポレート・ガバナンスをめぐる議論と委員会設置会社について学ぶ。

B.会計と開示

3. 会計と開示
4. 剰余金の配当と会社債権者の保護

*株式会社はどのように経営の成果や資産の状況を数字で把握し、それを利害関係者に開示するのだろうか。また、会社の利益を株主に分配することには、どのような制限が課せられているのか、それは誰の利益を守るためか。

C.会社の組織再編

5. 企業買収・企業再編のための株式取得と企業グループ
6. 会社の組織再編

*企業買収という言葉は、ここ数年で急に有名になった。企業買収とは何か。会社法・金融商品取引法はどのような規制を置いているのか。また、事業譲渡、合併、会社分割など組織再編行為についてのルールを学ぶ。

D.株式会社の設立、会社・企業のバリエーション

7. 株式会社の機関設計、持分会社
8. 会社の設立
9. 様々な企業形態

*株式会社の設立についてどのようなルールがあるのか。また、株式会社は、そのニーズに合わせて、いろいろな機関構成をとることができる。株式会社以外にも会社はあるし、会社以外にも企業の形はいろいろある。